発注者支援技術者(土木)認定制度(中部地方)について

発注者支援業務を担当されている皆様におかれましては、業務の遂行に ご理解、ご協力賜りありがとうございます。

中部地方整備局及び中部地区の県政令市からなる「施工体制の確保に関する推進協議会(以下「推進協議会」という)」が実施してきました、「公共工事(土木)発注者支援技術者認定制度」の認定及び認定更新講習会(以下「認定講習会」という)は、平成29年度をもって終了とし、最終有効期限を平成34年度までと致します。

推進協議会では平成17年度より始まった本制度について、平成20年度まで認定試験を実施し技術者の認定を行いましたが、平成20年度には、同程度の民間資格が設立され、民間資格により支援技術者の確保が可能となりました。このため平成21年度以降は、技術力の維持向上を目的に更新講習会のみ実施してまいりました。

一方、平成23年度から発注者支援業務について、民間参入を図る市場化テストが開始され、全国的に統一した参加要件が内閣府から示されたところです。示された参加要件における技術者の資格についても見直しされました。

このような状況下で、全国の各地方整備局が中心となって実施されていた認定制度は廃止されましたが、中部においては、本資格保有者の技術力の有用性を認識し、最終有効期限を平成34年度までとしたものです。

なお、平成20年度に創設された全国共通民間認定資格の「公共工事品質確保技術者制度(社団法人 全日本建設技術協会)」について詳しくは、全日本建設技術協会ホームページをご覧ください。